

フォローアップ用

経営健全化計画

(水道事業会計)

【平成24年度 ～ 平成28年度】

砺波市

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	大正12年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	砺波市	職員数 (H24. 4. 1現在)	12
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業においては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	67.81 (21年度)	財政力指数	0.60 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	88.3 (21年度)	実質公債費比率 (%)	20.30 (22年度)
		将来負担比率 (%)	150.50 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年11月1日 合併前市町村：砺波市 庄川町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	砺波市水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	砺波市長 夏野 修
既存計画との関係	新砺波市総合計画（平成19年～平成28年度）砺波広域地域水道ビジョン
公表の方法等	ホームページにて公開予定 議会に説明予定
基本方針	給水人口の増加率が鈍化し、使用者の節水意識の拡大、節水機能を有する生活用品の普及により、給水収益の減少が見込まれることから、益々経営が厳しくなるものと想定される。今後も事務の効率化・合理化を行い、経費節減等により経営の健全化を推進していく必要がある。健全化の有力な方策の一つである公的資金補償金免除繰上償還の実施のため、この経営健全化計画を定めるものである。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	86,620.7			86,620.7
	補償金免除額	17,260.0			17,260.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業債	86,620.7			86,620.7
	合 計 (A)	86,620.7	0	0	86,620.7
	合 計 (B)	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	86,620.7	0	0	86,620.7

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成16年11月、旧砺波市と旧庄川町の料金体系をそのまま引継ぎ、市町村合併を行った。使用者負担の公平の原則に基づき、差異のあった上水道料金について、平成22年度から24年度にかけて料金改定を実施し、平成24年度において料金を統一した。旧砺波給水区は料金の引下げ、旧庄川給水区は料金の引上げとなったが、給水収益の約85%を占める旧砺波給水区の料金の引下げの影響により、給水収益の減収を想定している。今後も収支は黒字で推移するものと見込んでいるが、給水収益の増加は見込めないことから、厳しい経営状況が続くと思われる。
経 営 課 題	課 題 ① 有収率の向上 平成23年度決算において、有収率が84.16%と前年対比2.91%上昇したが、平成22年度富山県平均有収率88.0%と対比しても△3.84%と非常に低い状況である。今後も漏水調査・漏水修理を計画的に実施し、有収率の向上を図る。
	課 題 ② 企業債残高の削減 企業債の借入額を最小限にとどめ、借入残高の計画的・継続的な削減を進め、将来世代への負担軽減に努める。
	課 題 ③ 水道事業経営における調査等 現在、検針業務は第三者へ委託しているが、料金の調定～滞納整理事務は直営でおこなっている。近年、調定業務～滞納整理事務の第三者委託の実施を開始した市町村もあることから、経常費用節減に向けた効果の調査研究を実施する。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	災害に強い水道管網を目指し、管路の耐震化、老朽施設の更新・耐震化に重点を置き、計画的な整備が必要である。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24度 (計画初年度)		平成25年度 (計画第2年度)		平成26年度 (計画第3年度)		平成27年度 (計画第4年度)		平成28年度 (計画第5年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
資金不足比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率(法適用)※ (%)	107.9	108.5	103.5	108.5	104.2	108.5	101.0	108.5	101.9	108.5	100.1
総収支比率(法適用) (%)	111.8	108.5	108.9	109.2	107.8	109.5	106.2	109.7	106.2	110.0	103.0
経常収支比率(法適用) (%)	111.8	108.5	108.9	109.2	107.8	109.5	105.1	109.7	106.2	110.0	104.8
営業収支比率(法適用) (%)	117.9	114.6	112.5	115.4	114.5	115.5	109.2	115.6	110.5	115.7	108.3
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不良債務比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率 (法適用)	収益的収入分 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)										

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

- (2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100
(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100
(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100(病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
(7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成24年度において市内の水道料金を統一したが、給水収益の約85%を占める旧砺波給水区域の料金引下げによる影響や、使用者の節水意識の拡大・節水機能を有する生活用品の普及などの要因により給水収益は減少するものと想定している。
2 他会計繰入金の見込み	給水収益の減少を見込んでいるが、今後も収支は黒字で推移するものと想定しており、他会計からの繰入見込みは無い。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成24～26年の3カ年継続事業で、施設の老朽化及び耐震化に対応するため、上中野配水場更新工事を実施しており、総事業予定は778,000千円を予定している。物件補償工事においては継続的に耐震管への布設替えを実施する。
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	従来から漏水調査及び漏水修理を計画的に実施し、有収率の向上に努めていた。平成23年度から取り組みを開始したブロック別水量調査の結果に基づき、より重点的な漏水調査も可能になり、今後も有収率向上に向けた水量調査を順次続けるものである。

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見直し策定に当たって前提としたもの
収支見直し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成24年4月の機構改革により、上水道課と下水道課が統合し、水道・下水道の事務職員(統合前の下水道課担当職員で減)が1名減となった。当面は職員の減員の予定はないが、コスト軽減に向けた事務の第三者委託等の調査研究を行う。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		特殊勤務手当では廃止済であり、特別な支給はない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		該当なし
◇ 福利厚生事業のあり方		砺波市職員互助会に基づく厚生事業となる。市民の理解が得られるよう随時事業内容について点検を行う。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	市民への安全・安心な水道の供給を踏まえると維持補修費の削減は困難であるが、経営の健全化の向上に効果のある経費の支出が求められる。 平成23年度より取り組んだブロック別水量調査の結果が、有収率向上の一つの要因であると考えられることから、今後も継続的な調査を実施するとともに、漏水調査実施業者との連携を密にし、より効率的な漏水調査の研究を行い、H22現在の県内平均有収率88%を目指すものである。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	近隣市町村で取り入れられた調定～滞納整理事務までの第三者委託について、経常経費の削減効果の調査を行う。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	平成24年の料金改定により、市内の水道料金が統一されたことから、当面は料金改定の見込みはない。ただし、市全体の85%を占めている旧砺波給水区の料金引下げの影響により、給水収益の減少が予測されることから今後の料金収入状況を考慮しつつ、将来的な料金改定に向けた準備が必要である。また、施設の老朽化や施設の耐震化に対応するための経費の発生も予測され、今後の事業計画、資金計画に応じた料金設定の調査が必要となる。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		平成24～28年の計画期間である公営企業経営健全化計画については、市ホームページにて公開予定である。
○ 行政評価の導入		砺波市行政改革推進計画に基づき、上水道課と下水道課が平成24年4月に統合された。現在、平成24年度実施事業の行政評価について、市ホームページにて情報公開されている。
4 その他	②	②将来世代への負担軽減のため、企業債の借入を最小限にとどめ、借入残高の計画的・継続的な削減を図る。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	市民への安全・安心な水を供給するにあたって、経費の節減は困難なものであるが、不要不急な経費の節減に努め、水道会計の経営健全化に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は無く、現在の経営状況は比較的良好であるが、給水収益の減少や建設改良費の増加に伴い、経営が圧迫するようであれば、料金改定が必要となる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		延長計画合計
			(当初計画第5年度) (延長計画前年度)	計画	実績									
/	/	累積欠損金比率												
		当初計画の目標値(実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在高	2,111	1,955	1,955									
		当初計画の目標値(実績値)	2,061	1,955	1,955	1,985	1,928	1,962	2,037	1,942	2,031	1,922	2,018	
		延長計画の目標値												

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
	②	未収金の徴収対策	137											
		改善効果額	6											
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)	99											
		改善効果額	-22											
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額	-22												
	維持管理費等	377												
①②③	改善効果額(適正化)	44												
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)												
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等(有収率改善)	377	365	351	365	382	366	386	367	403	368	434		
①②③	改善効果額(適正化)		12	26	12	-5	11	-9	10	-26	9	-57	54	
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A 54

普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B 0

A + B 54

<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金) 18

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成23年度 (計画前年度) (決算見込み)	平成24年度 (計画初年度)		平成25年度 (計画2年度)		平成26年度 (計画3年度)		平成27年度 (計画4年度)		平成28年度 (計画5年度)	
		計画	実績								
給水人口 (千人)	50	50	49	50	49	50	48	50	48	50	48
年間総有収水量 (千m ³)	5,533	5,470	5,533	5,463	5,385	5,463	5,344	6,586	5,418	6,820	5,373
公称施設能力 (m ³ /日)	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700
1日最大配水量 (m ³ /日)	21,201	21,843	20,061	21,802	19,587	21,802	19,909	26,288	20,370	27,172	20,798
最大稼働率 (%)	62.9	64.8	59.5	64.7	58.1	64.7	59.1	78.0	60.4	80.6	61.7
供給単価 (円/m ³)	140.0	144.2	137.7	143.6	138.9	142.4	139.4	142.3	138.9	142.5	139.9
給水原価 (円/m ³)	129.9	133.0	133.0	131.8	133.3	130.9	138.0	130.5	136.3	131.2	139.8